

2020 年日本における競争政策の展望

2020 年 1 月

著者: 中島秀夫、洞雞敏夫、大軒敬子

2020 年中に課徴金制度の見直し等に関する令和元年改正独占禁止法（以下、「令和元年改正法」）が施行されます¹。それに伴い、いわゆる弁護士依頼者間秘匿特権²も導入されます。また、政府全体として推進しているデジタル市場のルール整備への取り組みは引き続き活発になされるものと予想されます。

1. 新事務総長の就任等

公正取引委員会（以下、「公取委」）は、杉本委員長³及び4名の委員で構成される「委員会」の下に「事務総局」が設けられており、事務総長が事務総局のトップとして独占禁止法の執行や競争政策にかかる運用を指揮監督しています⁴。本年1月15日付けで、山田昭典前事務総長が退任し、新たに菅久修一事務総長が就任されました。同日に行われた新旧事務総長就任退任挨拶において、菅久事務総長は、公取委が所轄法令を厳正・的確に執行して運用していくことに加えて、デジタル経済が急速に進展するなど経済環境が大きく変化している状況では公取委の考え方や取り組みについて分かりやすく発信していくことが大切である旨述べています⁵。

2. 令和元年改正法に関するガイドライン等の策定

2020年12月25日までは令和元年改正法の全てが施行されます。改正法施行により、課徴金の算定基礎が拡大されるなど課徴金の算定方法が変わるほか、課徴金減免（リニエーション）制度において、事業者の協力度合いに応じた減算率が適用されるようになります。また、カルテル・談合などの不当な取引制限にかかる公取委の審査手続にいわゆる弁護士依頼者間秘匿特権が導入されます。

公取委は令和元年改正法の施行に合わせて規則やガイドライン等を策定することとしており、その準備として本年春ごろにはその案を公表し、パブコメに付すものと見込まれます。具体的には（1）課徴金制度の見直し、（2）課徴金減免に関する調査協力減算制度、及び（3）いわゆる弁護士依頼者間秘匿特権に関する規則やガイドライン等が策定されるものと予想されます。これらの案は、パブコメで出された意見を公取委が検討したうえで本年夏ごろまでには成案にするものと考えられます。

3. デジタル市場のルール整備

¹ なお、一部の令和元年改正法については既に施行されています（算定割増率に係る改正規定のうち、最初の課徴金納付命令等よりも前に、同時並行する違反行為を取りやめた場合を除外する部分など）。

² 「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の取扱い」
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/keitorikikaku/190619besshi2.pdf> ご参照)

³ なお、本年9月には杉本委員長の定年退職が予定されています。

⁴ 公取委の組織図 (<https://www.jftc.go.jp/soshiki/profile/annai/index.html>)

⁵ 公取委の2020年1月15日付新旧事務総長退任記者会見：
https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2020/jan_mar/kaikenkiroku200115.html

2019年6月21日に閣議決定された「成長戦略実行計画」及び「成長戦略フォローアップ」に従い、公取委は、昨年、「デジタルプラットフォーム事業者と個人情報を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」⁶を新たに策定し、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」⁷を改定し、またデジタルプラットフォームに関する実態調査を行いました（「オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引に関するデジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査報告書」⁸など）。

個人情報等の取得・利用、及びデータ集中による寡占化がもたらす競争への悪影響に対する懸念が生じていることから、公取委は、さらに昨年末にデジタル広告市場について実態調査を開始し、現在も調査を行っているものと思われます。同調査の中間報告が今年の春を目途にまとめられる予定です。中間報告では、主に（1）デジタル広告市場の構造、透明性・公正性、（2）デジタル広告市場における競争阻害行為の有無、（3）個人情報の取得・利用の透明性等について論じられることが予想されます。

4. オンラインプラットフォーム分野における独占禁止法の執行

公取委は、引き続き国民生活に影響の大きい価格カルテル・談合等に重点を置いて対処することに加え、デジタル市場、特にオンラインプラットフォーム事業者による単独行為について、昨年新たに策定した優越的地位の濫用に関するガイドライン（前述2ご参照）や実態調査報告書（前述3ご参照）を踏まえて、対消費者取引も含めて執行を行うことが見込まれます。優越的地位の濫用を含む不公正な取引方法の事案では、一昨年（2018年）12月30日に導入された確約手続が活用されることが考えられます。

5. デジタル・プラットフォーマー取引透明化法

昨年12月10日、内閣官房デジタル市場競争本部が「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法案（仮称）の方向性」（以下、「本方向性」）を公表し、パブリックコメントに付しました。同法案は今国会に提出されることが見込まれます。本方向性によれば、取引に関するルール整備を所管する経済産業省が中心となりつつ、公取委や総務省の所轄事務に応じて、連携・共同して対応する方向で検討されるとのことです。

ホワイト&ケース法律事務所
ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）
〒100-0005
東京都千代田区丸の内1-8-3
丸の内トラストタワー本館26階

T +81 3 6384 3300

本稿において、ホワイト&ケースとは、ニューヨーク州で登録されたリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP、英国法に基づくリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップである White & Case LLP その他の関連パートナーシップ、会社及び団体からなる国際的な法律事務所を意味します。

本稿は、当事務所のクライアントまたはその他の関係者を対象に一般的な情報を提供するために作成されたものであり、本稿の性質上、包括的な助言を提

供するものではなく、またそれを意図したものではありません。本稿は、一般的な内容を述べたものであって、法的助言を提供するものではありません。

© 2020 White & Case LLP

⁶ 公取委の2019年12月17日付報道発表資料：
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_dpfgl.html

⁷ 公取委の2019年12月17日付報道発表資料：
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_kiketu.html

⁸ 公取委の2019年10月31日付報道発表資料：
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031_2.html